

## 年金受給者向け優遇金利定期預金「悠々定期預金」

令和8年1月15日現在

項目	内容
商品名	年金受給者向け優遇金利定期預金「悠々定期預金」
ご利用いただける方	公的年金等を受給される方および反社会的勢力に該当しない方で下記の条件のいずれかに当てはまる方 ・当金庫に公的年金受取口座のご指定をしていただいている方 ・新規に当金庫に公的年金受取口座のご指定をいただいた方 ・他金融機関から当金庫に公的年金受取口座を指定換えしていただいた方 ・当金庫で各種の福祉手当を受給されている方で当金庫が適当と認めた方
お預入金額	100円以上600万円以内（1円単位）
お預入期間	1年 ※原則、自動継続（元金継続、元利金継続）でお預りします。満期日にご指定の条件で自動的に継続されます。
お預入方法	一括してお預入れいただきます。 ・現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替でのお預入れができます。 ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。 ・通帳式定期（専用通帳方式）でのお預りとなります。
払戻方法	満期日以後にお利息とともにお支払いします。
お預入利率	固定金利
適用利率	お預入時の自由金利型定期預金＜M型＞（スーパー定期）1年の店頭表示金利～0.5%を上乗せした金利を適用利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における「悠々定期預金」の新規預入利率を適用します。 ※店頭表示金利および上乗せ幅は金利情勢等により変更する場合があります。
お利息	満期日以後に一括してお支払います。
お利息の計算方法 (付利単位1円)	1年を365日とする日割りで計算します。
税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ただし、マル優を利用の場合は非課税となります。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合わせください）
自動継続	自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。 （1）元利金継続型 満期日にお利息を元金に加えて継続します。 （2）利息受取型 満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。
付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。 マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます。

悠々定期預金

商品概要説明書

項目	内 容											
中途解約時の お取扱い	<p>満期日前にご解約される場合は、下記のお預入期間に応じた期限前解約利率およびお預入日からご解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともににお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【期限前中途解約利率】(小数点第4位以下切り捨て)</th> </tr> <tr> <th>ご解約日までのお預入期間</th> <th>中途解約利率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td rowspan="2">解約日の普通預金利率を下回る場合 は普通預金利率を適用する。</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	【期限前中途解約利率】(小数点第4位以下切り捨て)			ご解約日までのお預入期間	中途解約利率	備考	6カ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率を下回る場合 は普通預金利率を適用する。	6カ月以上1年未満	約定利率×50%
【期限前中途解約利率】(小数点第4位以下切り捨て)												
ご解約日までのお預入期間	中途解約利率	備考										
6カ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率を下回る場合 は普通預金利率を適用する。										
6カ月以上1年未満	約定利率×50%											
譲渡、質入れ	<p>譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。</p>											
手数料	再発行手数料 通帳等1件につき1,100円											
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p><b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>											
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は、「悠々定期預金規定」によりお取扱いたします。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。</li> <li>・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。</li> <li>・自由金利型定期預金＜M型＞（スーパー定期）の商品概要説明書もご確認ください。</li> </ul>											

悠々定期預金

